

(総務委員会)

国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一

部を改正する法律案(閣法第一六号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十三年八月八日付けの意見の申出及び勧告にかんがみ、一般職の国家公務員及び防衛庁の職員について、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、一般職の国家公務員について、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 育児休業の対象となる子の年齢の引上げ

育児休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げる。

二 代替要員の確保措置

1 任命権者は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の請求があつた場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが

困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次に掲げる任用のいずれかを行うものとする。

この場合において、臨時的任用は、当該請求に係る期間について一年を超えて行うことができない。

イ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う任期を定めた採用

ロ 当該請求に係る期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任期を定めて職員を採用する場合の任期の明示に関する事項、任期を定めて採用された職員の任期の更新及び任用の制限に関する事項等所要の規定を設ける。

三 部分休業の対象となる子の年齢の引上げ

部分休業の対象となる子の年齢を、三歳未満に引き上げる。

第二 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

介護休暇の期間を、連続する六月の期間内に延長する。

第三 その他

一 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

